

#### 4 佐藤英行議員

- 1 人口減少と高齢化の進展の中で政策資源確保の要員体制・人事政策は
- 2 地方自治法改正によって創設された「指定地域共同活動団体制度」の活用と地域づくりについて



### 1 人口減少と高齢化の進展の中で政策資源確保の要員体制・人事政策は

人口減少と高齢化は地域間格差を伴って日本社会全体に進行している。

本町においても、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、毎年約200人減少し、10年後の人口は8,058人、20年後には6,182人とされている。それに反し高齢化率は年々高くなっている。このような環境が予想される中で町行政は難しいかじ取りをしていかなければならない。従来のように行っていた公共サービスは困難が予想され、地域社会を維持することも難しくなりつつある。

これら、人口減少や地域経済の縮小に合わせた対応が求められ、従来おこなってきた事業の縮小や廃止、公共施設の廃止・再編等や、広域連携をさらに進めるなどの対応が求められてきている。これらの行政の最前線に立っているのも自治体職員であり、採用自体が困難になっている状況で、価値観の多様性や終身雇用制、ライフスタイルも崩れつつあり、本町も例外ではなく、人材の確保が厳しくなっている。

地域に根差した仕事の魅力を現役の職員が実感することをベースに、転職者の受け入れなどや、中途退職者が発生する移動流動性の高さを踏まえながら、現在の地方自治が問われている。この時代に、岩内町のまちづくりを推進していくため、また政策資源確保のために人材確保が課題となる。町としてこれからの要員体制及び人事政策をどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

**【答 弁】**

**町 長：**

近年の地方自治体を取り巻く環境は、相当な速度で大きく変化しており、物価高騰や頻発する自然災害時の対応など、その求められる役割が高まっております。

しかしその一方で、生産年齢人口の減少、働き手側の価値観と労働市場の多様化が進み、地域において公務を担う人材を確保・育成していくことは、重要かつ急務な課題と認識しているものの、厳しい状況にあります。

今後の人口減少や行財政規模の縮小に伴い、職員数が一定程度減少することは、持続可能な行財政運営の観点から、必然的な流れであると考えておりますが、行政が将来にわたり、必要な住民サービスの提供を持続的に行っていく上で、要である職員の人材確保と育成、また、その能力を最大限に発揮できる組織体制の整備は不可欠であります。

したがって、これからの要員体制と人事政策として、現状においては、新卒採用を補う社会人枠の中途採用の通年募集や、専門職での副業・兼業人材の活用、定年延長・再任用制度による経験豊富な職員、窓口対応などを補完する会計年度任用職員、観光振興やDX推進などの専門人材のほか、総括的な行政サービスの一部民間委託や自治体間の広域連携など、多様な人材と手法を総動員する対策が必要であります。

加えて、行政のデジタル化による省力化と生産性の向上、働き方改革への取り組み、その時々々の国の政策や、本町の政策的な事業を担う繁忙部署への期間限定的な人員補充なども講じながら、前例踏襲にとらわれない新しい発想を持って様々な角度から問題を発見し、分析して、考える職員集団を作るための人材育成も重要であります。

いずれにしましても、たとえ人口減少と高齢化が進展しても、地方自治の本旨に変わりはなく、社会経済情勢や住民ニーズの変化を的確に捉えた、適正な職員数、職員配置、組織体制を構築していくことは、常に必要であり、これからも人事評価制度などを最大限に活用した人材マネジメントを組織力向上の好循環につなげ、将来にわたり地域を支える行政需要に安定的に応えながら、総合振興計画に掲げる、高みを目指す行政経営に向け、未来を見据え計画的に取り組んでまいります。

## 2 地方自治法改正によって創設された「指定地域共同活動団体制度」の活用と地域づくりについて

地方自治法の一部改正が2024年6月に成立した。①国による自治体への補充的指示権の創設。②指定地域共同活動団体制度の創設。③デジタル化が3本柱となっている。

①の補充的指示権については、国が自治体について包括的指揮監督権を持っていることが、かつての国と自治体との関係の機関委任事務の指揮監督権を想起させる。国が包括的指揮監督権を持っているということは、国と自治体との関係は上下・主従という意識を植え付ける危惧があり、国家緊急権の内容を含んでいることに、地方自治を推進する際注意する必要がある。

②の指定地域共同活動団体制度については、人口減少等により経営資源が制約される現状を踏まえて、市町村は多様な主体に自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図らなければならないとしてこの制度を創設した。

令和7年度町政執行方針で、住民活動との連携・支援の項目で、行政と地域が共に力を出し合う持続可能な地域づくりを目指すとする。

行政と地域が共に地域づくりを推進するために、町が指定地域共同活動団体制度を活用できないのか、また活用するにはどのような手順が必要なのか。具体的にはどのような効果が期待できるのか。この制度を活用して地域住民が自ら考え行動する地域社会をめざすツールにする計画はあるのか、お伺いいたします。

**【答 弁】**

**町 長：**

本町の地域活動を支えている町内会・自治会につきましては、人口減少や少子高齢化、地域住民のつながりの希薄化等により、会員数の減少や役員の担い手不足などが顕著となる中、一方で、防犯街路灯の管理や高齢者の見守り、更には、災害時における対応など、求められる期待も大きくなっております。

こうしたことから、町では、平成30年6月に、町内会・自治会あり方検討会を設置し、これら課題解決に向けた検討をスタートし、その後も、令和3年度からは地域運営組織の形成支援、令和5年度からは集落支援員の配置など、地域コミュニティの再生を図り、行政と地域が共に協力し合う地域づくりを目指した取り組みを進めてきたところであります。

こうした中、国においても、人口減少・少子高齢化が進行する中でも、複雑化・多様化する地域課題の解決に向けて、地域の多様な主体の連携・協働の取り組みを広げていくために、令和6年6月に、地方自治法の一部改正が行われ、新たに、指定地域共同活動団体制度が創設されたところであります。

指定地域共同活動団体制度につきましては、令和6年9月26日に施行され、同日付で総務省より指定地域共同活動団体制度の運用等に係る考え方が、地方自治法に基づく技術的な助言として通知があったところであります。

この通知内容としては、制度創設の経緯や必要性、団体の対象・要件、市町村による支援、調整、一定の場合の行政財産の貸付けなどがありますが、この内容から、これまでの地域的な共同活動を行う主体である、町内会・自治会などのコミュニティ組織や、NPOなどの活動団体を対象に、新たに市町村が地域社会の多様な主体が参画し、連携・協働するプラットフォームを構築し、その活動を下支えするイメージであると認識しております。

その中で、活用と必要となる手続きにつきましては、市町村が条例を制定し、地域の実情に応じた生活サービスの活動内容や、活動を行う団体の指定要件を規定することとされております。

こうした指定要件に該当し、地域的な共同活動を行い、課題の解決や生活サービスを提供することができる団体があることや、実施に伴う財源を確保するなど、種々の要件を満たすことができた場合には、本制度を活用することは可能であるものと考えております。

次に、本制度を活用した場合の効果についてであります。

国の事例では、指定を受けた団体は、活動資金の助成などの支援や、市町村に他団体との連携への調整を求めること、行政財産の貸付、随意契約により関連する事務を受注することができ、複雑化・多様化する地域課題の解決や、地域の実情に応じた生活サービスを提供しやすくなることなどが期待されております。

次に、本制度の町としての活用計画につきましては、制度創設後、間もないことから、まずは、この制度が本町の実情に相応する内容であるかどうかの検討や、指定要件の整理、他の自治体の実施状況も情報収集する中で効果・検討が必要と考えております。

いずれにしても、これまでの町内会・自治会あり方検討会や、地域運営組織形成支援業務の取り組みによる、モデル町内会の指定や、情報誌の発刊などにより、住民同士の協働・共助への必要性の理解促進に繋がっているものと考えておりますので、今後は、指定地域共同活動団体制度の活用も含め、本町

の実情に即した地域コミュニティのあり方の検討を進め、行政と地域が共に協力し合う持続可能な地域づくりを目指してまいります。

## ＜ 再 質 問 ＞

先ほど町長からの答弁で本町に合うかどうか、あるいはそういう資源があるかどうかを検討して、そして実情に踏まえて、岩内町に判断するというお話がありましたが、まず、その検討をして実情があることはあるんですけども、いわゆる条例がなければこれは動けないということになるので条例制定のためにまず現状を知ることと、その現状を変革するためにも、条例の中でそれをツールとして情勢を変えていくということになろうかと思いますが、そういう手順では進まないでしょうか。

**【答 弁】**

**町 長：**

地方自治法改正によって創設された、指定地域共同活動団体制度の活用と地域づくりについて、条例を制定がすることが現状を変革する手順ではないかについてであります。

指定地域共同活動団体制度につきましては、地域の多様な主体が連携、協働し、地域における生活サービスの提供や、課題解決の担い手として、より一層活躍できる環境を整備するため、指定する地域的な共同活動を行う団体に対し、市町村による支援や調整に加えて、一定の場合に庁舎の貸付け、市町村の関連事務委託を行いやすくする特例を設ける制度であります。

制度の活用にあたっては、その前段として地域の実情に応じた生活サービスの活動内容や、活動を行う団体の構成要件などの指定要件を町として決定することが必要となります。町としましては、条例制定にあたり、実態に合わせ内容を精査のうえ、この制度が本町の実情に相応する内容であるかどうかの検討が必要であることから、指定要件の整理、他の自治体の実施状況も情報収集する中で、検討していくことが必要と考えております。